

昨年12月15日から **新たな農地法がスタート** しました！

改正農地法等は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制を見直し、農地の有効利用を促進することをめざしています。



●農地の減少を食い止め、農地の確保を図ります。

農用地区域からの除外を厳格化する等農地転用規制が強化され、違反転用に対する処分・罰則が強化されました。

事 項	改 正 後
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
違反転用における原状回復命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

●農地の貸借を促進し農地の有効利用を図ります。



農地の借受けできる範囲が担い手のいない地区の場合は、農作業常時従事者以外の個人と農業生産法人以外の法人にも拡大されました。(一定の要件を満たす必要があります。)

農作業常時従事者	農業生産法人	+	農作業常時従事者以外の個人	農業生産法人以外の法人
----------	--------	---	---------------	-------------

●農地を相続する場合は農業委員会への届出が必要になりました。

手続きの詳細については、
農業委員会 (☎2 1 1 4) へお問合せください。



国が支える、大きな安心“担い手積立年金” 農業者年金でゆとりある老後を

農家の皆さんへ、あなたの老後生活への備えは十分ですか？老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！平成14年に新制度に移行した農業者年金も今年で9年目、メリットいっばいの制度に是非ご加入ください!!

- ①国民年金の第1号被保険者(自営業の方)で、60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。
- ②積立方式で年金額は加入者・受給者の数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。
- ③月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせた保険料を自由に選択できます。
- ④認定農業者の方には年齢により保険料の手厚い国庫補助があります。
- ⑤公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。支払われる年金にも公的年金控除が適用されます。
- ⑥途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金が受けられ、加入者、受給者の方が80歳までに死亡された場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

○加入の申し込みやご相談については、(独)農業者年金基金企画調整室 (☎03-3502-3942)、またはJAかとり神崎支店 (☎2 1 3 1)、農業委員会 (☎2 1 1 4) までお問い合わせください。